

東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領

平成24年2月21日 24環機第113号

第1 趣旨

東日本大震災に係る貸付料等の繰延については、東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について(平成23年3月29日付け23環機第224号。以下「震災特例」という。)により実施してきたところであるが、被災地の復興や借受者の経営再建が必ずしも円滑に進んでいない状況にかんがみ、東日本大震災による被害の程度、経営再建の意向及び可能性、今後の経営計画・資金計画、関係機関の支援体制等を総合的に判断して特に必要と認められる場合は、この取扱いの定めるところにより家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成23年3月9日23環機第155号。以下「繰延要領」という。)第5の4の規定にかかわらず、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月22日付け22環機第448号。以下「実施要領」という。)第3の1ただし書(実施要領第4の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき、再繰延等を認めることができるものとする。

第2 再繰延を行うことができる貸付料等

繰延要領により貸付料等の繰延措置の適用を受けた貸付料等(以下「繰延貸付料等」という。)については、次の要件のすべてに該当する場合には、再繰延を申請することができる。

- (1)平成25年3月11日までに繰延後の納入期限が到来する繰延貸付料等であること。
- (2)当該貸付施設等が次に掲げる条件のいずれかに該当すること。
 - ア 設置場所が岩手県内、宮城県内又は福島県内であること。
 - イ ア以外の地域にあっては、設置場所を含む地域が当該貸付施設等に係る作目について作付制限、出荷制限等(生産物のほか、飼料作物、副産物等に係るものを含む。)を受けたこと。
 - ウ 貸付施設等が損壊し、実施要領の規定に基づき機構に事故報告書が提出されているものであること。

第3 貸付料等の再繰延の要件

貸付料等の再繰延を申請しようとする借受者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1)貸付施設等に係る経営を廃止しておらず、今後も廃止する意思がないこと。
- (2)繰延要領による繰延措置を受けたにもかかわらず繰延後の納入期限にお

いて貸付料等の支払が一時的に困難であるか、又は困難となる見込みあること。

- (3) 今後の経営計画及び財務計画が適切であり、再繰延後の貸付料等の支払が確実に認められること。
- (4) 当該貸付施設等が東日本大震災で損傷した施設である場合には、実施要領第 8 の 1 に基づく修理義務を果たしているか、修理を行っていない場合には修理を行っていないことについて相当な理由があること。
- (5) 当該借受者の経営再建に関する関係機関の支援体制が確立していること。具体的には、当該借受者に対し借受団体等が所有する債権についても機構の貸付料等と同様の措置がとられること。
- (6) 繰延要領に定められた繰延期間における借受者の義務を遵守していること。
- (7) 都道府県畜産主務課長が当該借受者について再繰延が必要であること及び前各号の要件に該当することを認めた意見書を添付すること。

第 4 再繰延の手続

1 借受者による申請

- (1) 貸付料等の再繰延を希望する借受者が第 2 及び第 3 の要件に該当する場合は、機構に対し貸付料等の再繰延申請書(別紙様式)を提出することができる。
- (2) 再繰延申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 経営再建の状況及び今後の計画
 - イ 当該貸付施設等が東日本大震災で損傷した施設である場合には、その修理を行ったことを証明する書面及び現況写真
 - ウ 借受団体等が当該借受者に対し取る措置の概要及び借受団体等が経営再建に協力することを約する念書
 - エ 都道府県畜産主務課長の意見書
- (3) 再繰延の申請書の提出期限は、貸付料等の繰延後の納入期限の前月の末日とし、借受団体等及び都道府県を經由して提出しなければならない。

2 借受団体等による審査等

借受団体等は、再繰延申請書を審査し、第 2 及び第 3 の要件に該当することを確認するとともに、第 3 の(4)に関する自らの措置について記載した書面を添付して、都道府県畜産主務課長を經由して、機構に提出しなければならない。

3 機構による審査等

機構による審査は、原則として現地調査並びに申請者及び関係者からの聴取の方法により実施する。ただし、書面調査により再繰延の可否が明らかに判断できるときは、現地調査を省略することができる。借受者及び借受団体

等は、機構の行う現地調査及び聴取に協力しなければならない。

4 再繰延の承認等

(1)再繰延の承認

機構は、再繰延の申請が適正であって、その申請を認めることが適当と認められた場合には、貸付料等の再繰延を承認することができる。

(2)再繰延の効果

ア 再繰延の期間は、繰延後の貸付料等の納入期限から1年間とする。

イ 再繰延を拒否する決定がなされた場合は、当該貸付料等の納入期限は、再繰延を拒否する決定がなされた月の翌月の末日とする。この間の遅延損害金は徴収しない。

(3)繰延要領の準用

この要領に定めるもののほか、再繰延の効果、再繰延を行った場合の借受者及び借受団体等の義務等については、繰延要領の規定を準用する。

第5 貸付料等の繰延を申請しなかった借受者についての特例

1 繰延要領により繰延の対象となる貸付料を任意に納入した借受者は、次に掲げるすべての条件に該当する場合に限り、次に納入期限が到来する貸付料等について繰延の申請をすることができる。

(1)繰延要領により繰延の対象となる貸付料を納入した後に繰延要領第4に定める貸付料等の繰延が必要な状況となったこと。

(2)第2の(1)及び(2)並びに第3の(1)から(7)までの要件に該当すること。ただし、第3の規定中「再繰延」とあるのは「繰延」と読み替えるものとする。

2 前項の繰延の申請の手続は、この要領に特に定めるほかは繰延要領の定めるところによるものとし、震災特例は適用しない。

3 1の申請には、繰延要領に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)当該貸付施設が第2の(2)のイに該当する場合には、その事実を証明する資料

(2)経営再建の状況及び今後の計画

(3)当該貸付施設等が東日本大震災で損傷した施設である場合には、その修理を行ったことを証明する書面及び現況写真

(4)借受団体等が当該借受者に対し取る措置の概要及び借受団体等が経営再建に協力することを約する念書

附 則

この要領は、平成24年2月21日から実施し、平成24年3月11日以降に納入期限(繰延要領による繰延後の納入期限を含む。)が到来する貸付料等から適用する。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

(借受者)

住所

氏名

印

電話番号

東日本大震災に伴う被災貸付施設等の貸付施設等の貸付料等の
再繰延申請書

私は、東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の
徴収の再繰延要領(平成24年2月21日24環機第113号)第4の1の規定に基づき、
下記の通り被災貸付施設等に係る貸付料等の再繰延を申請します。

1 貸付施設等及び貸付料等の繰延の概要

- (1) 貸付契約番号
- (2) 貸付施設等記号番号
- (3) 貸付施設等の所在地
- (4) 繰延要領による繰延承認日
- (5) 繰延後の次期納入期限

2 添付書類

- (1) 当該貸付施設が第2の(2)のイに該当する場合には、その事実を証明する
資料
- (2) 経営再建の状況及び今後の計画
- (3) 当該貸付施設等が東日本大震災で損傷した施設である場合には、その修
理を行ったことを証明する書面及び現況写真
- (4) 借受団体等が当該借受者に対し取る措置の概要及び借受団体等が経営
再建に協力することを約する念書
- (5) 都道府県畜産主務課長の意見書